

令和5年度事業（上期）
（ディスクロージャー誌）

JAアグリあなのご案内



阿南農業協同組合

目 次

I. 地域貢献に関する取り組み	
○全般に関する事項	
(1) 協同組合の特性	1
(2) 組合員数・出資金	1
1. 地域からの資金調達の状況	
(1) 貯金	1
貯金商品一覧表	2
2. 地域への資金供給の状況	
(1) 貸出金残高	4
(2) 貸出取扱い状況	4
融資商品一覧表	5
3. 文化的・社会的貢献に関する事項	
(1) 文化的・社会的貢献に関する活動	11
(2) 情報提供活動	11
4. 組織機構	
(1) 機構図	12
(2) 店舗等のご案内	13
II. 財務状況や事業に関する開示項目	
1. 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権 区分に基づく債権の保全状況	14
2. 単体自己資本比率	15
3. 主要勘定の状況	15
4. 有価証券等時価情報	15

I 地域貢献に関する取り組み

○全般に関する事項

(1) 協同組合の特性

当組合は、阿南市（阿南市那賀川町及び阿南市羽ノ浦町の区域を除く）及び那賀郡那賀町を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉として、資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく地域の協同組合として農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

(2) 組合員数・出資金 (単位：人、千円)

	令和5年3月末
正組合員数	8,804
出資額	1,250,753
准組合員数	3,182
出資金	168,852
処分未済持分	15,257
合計	11,986 1,434,862

1. 地域からの資金調達の状況

(1) 貯金

(単位：百万円)

種類	令和5年3月末	令和5年9月末	増減
流動性貯金	48,499	49,123	623
定期性貯金	61,262	60,397	△865
合計	109,762	109,520	△241

☆貯金商品一覧表

(令和5年9月30日現在)

種 類	内 容	期 間	お預入れ金額
当 座 貯 金	お支払いに手形・小切手をお使いいただく貯金です。事業用の口座としてご利用いただくと便利です。	自 由	1 円以上
普 通 貯 金	いつでも自由に出し入れができる貯金です。給与・年金などの自動受取りや各種公共料金の自動支払いにもご利用いただけます。(決済用貯金の取り扱いもいたしております。)		
通 知 貯 金	まとまったお金の短期運用に適した貯金です。お引き出しの場合は、2 日以上前にお知らせください。	7 日以上	50,000 円以上
スーパ-定期貯金	最長5年までニーズにあった期間でお預入れできる定期貯金です。	1 か月以上5年以内 (期日指定方式もございます)	1 円以上
大口定期貯金	1,000 万円以上の大口資金の運用に適した商品です。		1,000 万円以上
定 期 積 金	目標を定めて無理のない資産の積立を行っていただくことができます。	6 か月以上10 年以内	1,000 円以上 (1 回あたり)
積立式定期貯金	毎月のお積立てで、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6 か月以上	1 円以上 (1 回あたり)

○ 国債等窓口販売業務

窓口販売の国債の種類

項目	個人向け国債		
金利タイプ	変動金利	固定金利	
満期	10年	5年	3年
金利水準	基準金利×0.66 (半年ごとに変動)	基準金利－0.05%	基準金利－0.03%
金利の下限	0.05%		
利子のお支払い	年2回、ご指定の口座にお振込みいたします。		
発行頻度	毎月(年12回)		
購入単位	最低1万円から1万円単位		
販売価格	額面金額100円につき100円		
中途換金	発行から1年未満の中途換金は原則できません。 発行日から1年経過後に中途換金する場合は、中途換金調整額として、直近2回分の利子(税引前)相当額に0.79685を乗じた金額をお支払いいただきます。		

☆ その他の商品・サービス

種類	内 容
J A ネットバンク	窓口やATMに行かなくても、ご自宅やお勤め先などのインターネットに接続されているパソコン、携帯電話等から、平日、休日を問わず、残高照会や振込・振替などの各種サービスが24時間いつでもお気軽にご利用いただけます。
自動受取サービス	給与・賞与・年金・農産物代金などをJAの貯金口座をご指定していただくことによって自動的にお受け取りになります。受取日には確実に入金されますので、安心・便利です。
自動支払サービス	公共料金・税金・授業料・JAカード利用代金などをJAの貯金口座をご指定していただくことによって自動的にお支払いになります。お支払いの手間が省けて便利です。
JAキャッシュサービス	JAのキャッシュカード一枚で、県内はもちろん全国のJAバンク、ゆうちょ銀行・セブン銀行・ローソン・イーネット(ファミリーマート等)のキャッシュコーナーで現金のお預け入れ、お引き出し、残高照会がご利用いただけます。また、JFマリンバンクやJA以外のMICSマークの提携金融機関(銀行・信用金庫等)でも現金のお引き出し、残高照会がご利用いただけます。なお、当県JAのATM(現金自動取引機)は全てICキャッシュカード対応になっています。
J A カ ー ド	ショッピングやレジャーなどにカード一枚で国内はもちろん海外の加盟店でご利用いただけます。また、お金が必要な時は全国のJAや提携カード会社のCD・ATMにおいてキャッシングサービスが受けられます。ロードサービス付カード、キャッシュカード機能とクレジットカード機能が1枚になった便利な一体型カードもご利用いただけます。
E T C カ ー ド	有料高速道路料金所で、自動的に通行料金のお支払いができ、後日JAカードご利用代金といっしょに自動引落しされます。

2. 地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年3月末	令和5年9月末	増 減
手形貸付	1	64	63
証書貸付	5,798	5,826	28
当座貸越	260	219	△40
合 計	6,060	6,110	50

貸 出 金 貸 出 先		令和5年3月末	令和5年9月末	増 減
		組 合 員	4,365	4,462
員 外	地方公共団体	1,534	1,490	△43
	地方公社等	—	—	—
	その他員外	160	157	△2
	合 計	6,060	6,110	50

(2) 貸出取扱い状況

組合員への貸出をはじめ、地域住民の皆さまの暮らしや、農業者・事業者の皆さまの事業に必要な資金をご融資しています。また、地方公共団体、農業関連産業などへも融資し、地域経済の質的向上、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しております。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付も取り扱っております。

また、当JAでは皆さまのメインバンクとしてお取引いただくため、ライフスタイルにあわせた各種ローンを取り揃え、融資の相談にお応えしております。

☆融資商品一覧表

(令和5年9月30日現在)

種 類	資 金 使 途	融資金額	融 資 期 間	担 保・保 証
フ リ ー ロ ー ン	生活に必要な一切の資金および事業性資金（負債整理は除く。）	500万円以内	6か月以上最長10年以内	三菱UFJニコス株式会社の保証が必要となります。
多 目 的 ロ ー ン	資金使途が確認できる生活に必要な資金（負債整理は除く。）	500万円以内	6か月以上10年以内	徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。
マイカーローン	自動車・オートバイ等の購入資金および付帯費用	1,000万円以内	6か月以上最長10年以内	徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。
教 育 ロ ー ン	入学時および就学時に必要な資金	1,000万円以内	6か月以上15年以内 (在学期間+最長9年)	徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。
住 宅 ロ ー ン	住宅の新築、購入（マンション、中古住宅を含む。）、住宅用の土地購入および借換	1億円以内	3年以上最長40年以内	ご融資対象の住宅・敷地等の担保のほか、徳島県農業信用基金協会等の保証と、団体信用生命共済・火災共済（保険）への加入が必要となります。
リフォームローン	住宅の増改築・改装・補修・付帯設備資金	1,500万円以内	6か月以上15年以内	徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。団体信用生命共済への加入が必要となる場合があります。
カ ー ド ロ ー ン	使途自由	500万円以内	1年毎の更新	徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。

農業関連資金

		資金名	資金用途	貸出期間 ()内は据置期間	貸出金額
農業 関連 資金	農業 資金	アグリマイティー資金	運転資金、設備資金等農業者および農業団体のあらゆる農業資金にご利用いただけます。	対象事業に応じて最長 25 (3) 年以内	事業費の範囲内
		J A農機ハウスローン	農機具等の購入・修繕資金・パイプハウス等資材購入および建設資金・格納庫建設資金	1年以上 ～最長10年以内	1,800万円以内
		J A営農ローン	営農に必要な運転資金です。	1年ごとの自動更新	300万円以内
		J A大型営農ローン	営農に必要な運転資金です。	1年ごとの自動更新	300万円超 1,000万円以内
		J A交付金等つなぎ 資金	国等の行政による農業者の成長・安定に向けた各種交付金等受領までのつなぎ資金	1年以内	支払われる交付金等相当額のうち、J A口座に入金される金額の範囲内
	農業 近代 化 資金	(1号資金) 建構築物等造成資金	畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧(認定農業者のみ)又は取得に要する資金	農機具等のみ ①認定農業者 7(2)年以内 ②認定新規就農者 10(5)年以内 ③その他 7(2)年以内 畜舎・果樹棚等を含む ①認定農業者 15(7)年以内 ②認定新規就農者 17(5)年以内 ③その他 15(3)年以内	事業費の80% (認定農業者 100%(ただし、 7号資金の①及 び②は除く。)) と次の額のいず れか低い額 個人 1,800万円 (知事特認 20,000万円) 農業参入法人 15,000万円 農業を営む法人 等 20,000万円

		資金名	資金用途	貸出期間 ()内は据置期間	貸出金額
農業 関連 資金	農業 近代 化 資金	(2号資金) 果樹等植栽育成資金	果樹その他の永年性植物の 植栽又は育成に要する資金 (認定農業者以外は制限)	①認定農業者 15(7)年以内 ②認定新規就農者 17(7)年以内 ③その他 15(7)年以内	事業費の80% (認定農業者 100%(ただ し、7号資金の ①及び②は除 く。))と次の額 のいずれか低い 額 個人 1,800万円 (知事特認 20,000万 円) 農業参入法人 15,000万円 農業を営む法人 等 20,000万円
		(3号資金) 家畜購入育成資金	乳牛その他の家畜の購入又 は育成に要する資金	①認定農業者 7(2)年以内 ②認定新規就農者 10(5)年以内 ③その他 7(2)年以内	
		(4号資金) 小土地改良資金	事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧(認定農業者のみ)に要する資金	①認定農業者 15(7)年以内 ②認定新規就農者 18(5)年以内 ③その他 15(3)年以内	
		(5号資金) 長期運転資金	農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金	①認定農業者 15(7)年以内 ②認定新規就農者 17(5)年以内 ③その他 15(3)年以内	
		(6号資金) 農村環境整備資金	診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設の改良、造成又は取得資金	①農協等 20(3)年以内 ※個人は対象外	

		資金名	資金用途	貸出期間 ()内は据置期間	貸出金額	
農業 近代 化資 金	農業 関 連 資 金	(7号資金) 大臣特認			事業費の80% (認定農業者	
		①農村給排水施設資金	農村における給排水施設の 改良、造成又は取得に要す る資金	①認定農業者 15(7)年以内 ②認定新規就農者 17(5)年以内 ③その他 15(3)年以内	100%(ただ し、7号資金の ①及び②は除 く。)と次の額 のいずれか低い 額	
		②特定農家住宅資金	農業振興地域、過疎地域、 振興山村地域の家族農業経 営体の農業者が行う農家住 宅の改良、造成又は取得に 要する費用で、一定の要件 に該当するもの	①認定農業者 15(7)年以内 ②認定新規就農者 17(5)年以内 ③その他 15(3)年以内	個人 1,800万円 (知事特認 20,000万円) 農業参入法人 15,000万円 農業を営む法人 等 20,000万円	
		③内水面養殖施設資金	水田を利用した水産動物の 養殖施設の改良、造成又は 取得資金			
農業 関 連 資 金	県 単 制 度 資 金	農業近代化資 金の借受者の うち、一定要 件に該当する 方に対し、上 乗せ利子補給 を行う	①徳島県農 業担い手育 成資金	農業近代化資金(1~4号資 金)と同じ。 ただし、18歳以上41歳未 満で一定要件に該当する方 に限りませう。	農業近代化資金の 各資金に同じ。	1,800万円以内
			②青年農業 士等経営支 援資金	農業近代化資金(1~4号資 金)と同じ。 県知事の認定する「青年農 業士」又は「指導農業士」の 方に限りませう。	農業近代化資金の 各資金に同じ。	事業費の80% (認定農業者は 100%)と1,800 万円のいずれか 低い額
		天災資金	「天災融資法」の発動によ り行われる、被害農業者等 に対する資金です。	被害損失割合によ り異なります。	一般農業者は損 失額の45%又は 200万円(法人 2,000万円)のい ずれか低い額 (※1)	

(※1)

損失額の45%又は200万円(法人2,000万円)のいずれか低い額
 (果樹栽培者・家畜等飼養者については、損失額の55%又は500万円(法人2,500万円)
 のいずれか低い額)

○受託資金

	資金名	資金用途	期間 ()内は据置期間	貸出金額	
受託資金	日本政策金融公庫	農業改良資金	生産・加工・販売の新部門の開始など新たな取組みを応援する無利子の資金です。	12(3)年以内	個人 5,000万円以内 法人 15,000万円以内
		農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	認定農業者の自主性と創意工夫を活かした経営改善を総合的に支援する資金です。	25(10)年以内	個人 30,000万円以内 法人 100,000万円以内
		経営体育成強化資金	意欲と能力をもって農業を営む方の前向き投資を支援する資金です。	25(3)年以内	個人 15,000万円以内 法人 50,000万円以内 (負担額の80%以内)
		農林漁業セーフティネット資金	災害や社会的・経済的な環境変化の影響を受けた方の資金繰りを支援する資金です。	15(3)年以内	一般 600万円以内 特認 年間経費等の6/12以内 (※1)
		農業基盤整備資金	用排水路の改良、ほ場整備、農道整備など、生産基盤を整備するための資金です。	25(10)年以内	地元負担額
		青年等就農資金	新たに農業経営を開始する認定新規就農者を支援する無利子の資金です。	17(5)年以内	3,700万円以内
	日本政策金融公庫 国の教育ローン	高等学校・専修学校・短期大学・大学等へ入学及び在学するために必要な資金です。	18年以内 (在学期間)	学生・生徒お一人につき 350万円以内	

(※1)

新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった方
貸出金額 一般：1,200万円以内、特認：年間経営費等の12/12以内

3. 文化的・社会的貢献に関する事項

(1) 文化的・社会的貢献に関する活動

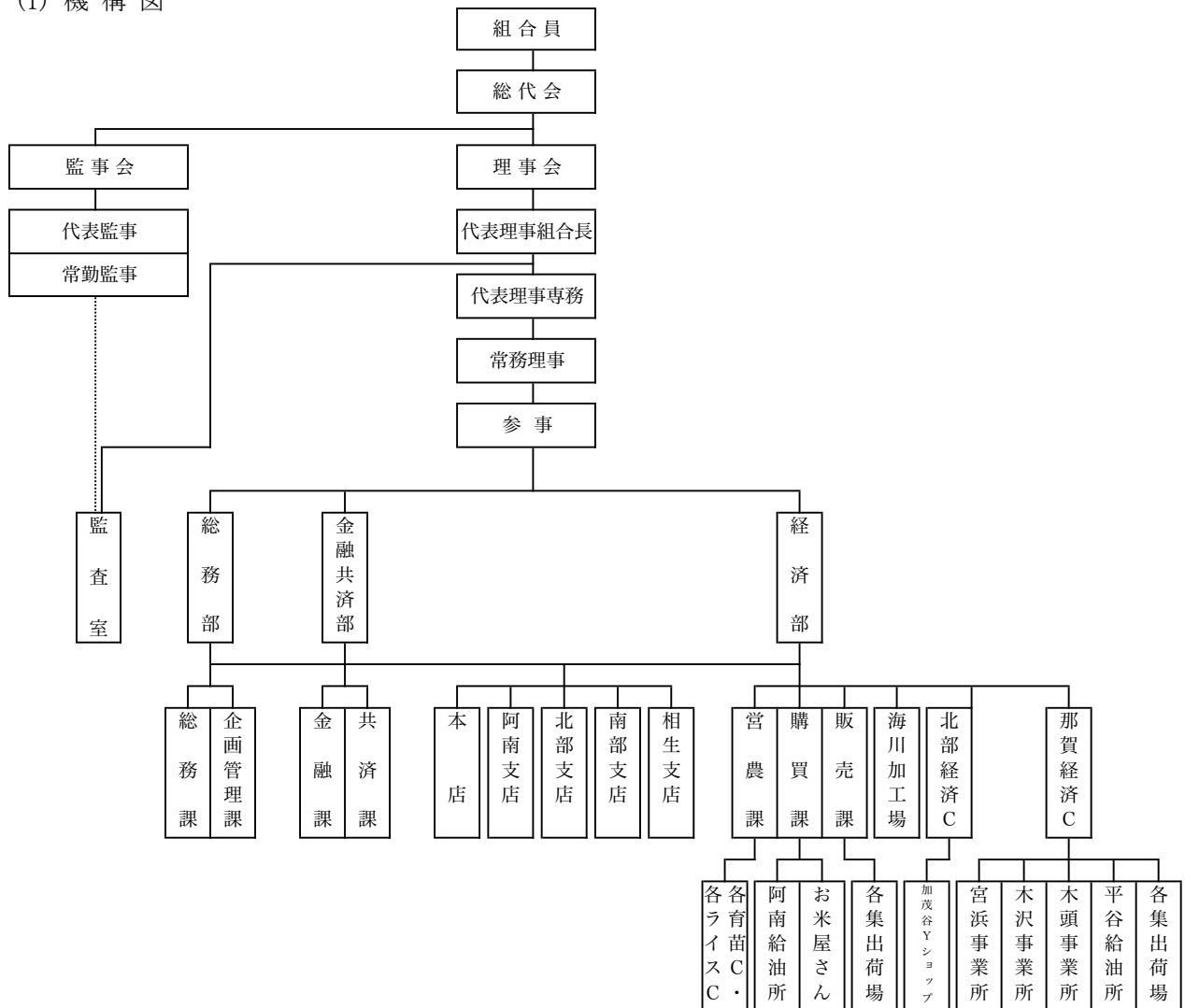
- 連携強化による地域経済の活性化
- J A年金友の会
- 交通安全教室
- 市町村の文化祭への参加
- 地域学童の安全を守る（子供を守ろう）
- 献血運動
- 地域の清掃活動
- 市民農園の取り組み
- 法律相談会の開催
- 税務相談会の開催
- 地産地消、食育の取り組み
- 施設農業者への経営支援に関する取り組み
- 担い手等への経営支援に関する取り組み
- 活力ある地域づくり応援に関する取り組み
- 新型コロナウイルス影響拡大を踏まえた農業者・事業者等に対する資金繰り支援や相談窓口の設置などの対応 など

(2) 情報提供活動

- J A広報誌の発行（J Aアグリあなんだより）
- J Aアグリあなんホームページ（<https://www.ja-anan.jp/>）
- J Aアグリあなん農業紹介ホームページ（<https://www.agri-anan.jp/>）

4. 組織機構

(1) 機構図



(2) 店舗等のご案内

(令和5年10月末 現在)

店 舗 名	住 所	電話番号	店舗内ATM 設置台数
本 部	阿南市桑野町上張15	0884-26-1814	
本 店	阿南市桑野町上張15	0884-26-0341	
阿 南 支 店	阿南市領家町野神311番地4	0884-22-1410	1台
北 部 支 店	阿南市上中町岡288番地4	0884-22-0782	1台
南 部 支 店	阿南市福井町大西150番地1	0884-34-2031	1台
相 生 支 店	那賀郡那賀町延野字王子14番地1	0884-62-0034	1台
北部経済センター	阿南市中大野町北傍示447番地1	0884-22-1007	
加茂谷Yショップ	阿南市吉井町賀美40番地1		1台
那賀経済センター	那賀郡那賀町延野字王子16番地1	0884-62-0014	
宮 浜 事 業 所	那賀郡那賀町小浜224番地1	0884-63-0280	1台
木 沢 事 業 所	那賀郡那賀町木頭字広瀬5番地3	0884-65-2211	1台
木 頭 事 業 所	那賀郡那賀町木頭和無田字シモマツギ19番地	0884-68-2112	1台
お 米 屋 さ ん	阿南市西路見町江川1番地7	0884-22-5558	
JASS-PORT 阿南	阿南市西路見町元村102番地1	0884-22-9548	
平 谷 給 油 所	那賀郡那賀町大殿字上川端33番地6	0884-67-0800	
海 川 加 工 場	那賀郡那賀町海川字ナカセ1番地	0884-67-0377	
農機センター	阿南市長生町西方304番地2	0884-49-3333	

(店舗外ATM設置場所)

見能林ATM	阿南市見能林町志んじゃく15番地4	鳥海印刷(有)様 横
阿南医療センターATM	阿南市宝田町川原6番地1	阿南医療センター内
桑野ATM	阿南市桑野町中野120	徳島県農業共済組合南部支所前
橘ATM	阿南市橘町東中浜84番地44	徳島大正銀行橘支店前
椿ATM	阿南市椿町庄田5	旧椿事業所跡
新野ATM	阿南市新野町片山43番地1	新野給油所跡地
鷺敷ATM	那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1	那賀町役場前
もみじ川温泉前ATM	那賀郡那賀町大久保字西納野9番地3	もみじ川温泉前

Ⅱ 財務状況や事業に関する開示項目

1. 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保 全 額					
		担保	保証	引当	合計		
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	令和5年3月末	41	6	1	32	41	
	令和5年9月末	38	6	0	30	38	
危険債権	令和5年3月末	13	4	1	7	13	
	令和5年9月末	11	2	1	7	11	
要管理債権	令和5年3月末	—	—	—	—	—	
	令和5年9月末	—	—	—	—	—	
	三月以上延滞債権	令和5年3月末	—	—	—	—	—
		令和5年9月末	—	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	令和5年3月末	—	—	—	—	—
		令和5年9月末	—	—	—	—	—
小 計 (A)	令和5年3月末	54	10	3	39	54	
	令和5年9月末	49	9	2	37	49	
正 常 債 権	令和5年3月末	6,008					
	令和5年9月末	6,064					
合 計	令和5年3月末	6,062					
	令和5年9月末	6,113					

注：1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

2. 単体自己資本比率

令和5年3月末	令和5年9月末
11.48%	12.04%

注記：平成19年3月末より、「農業協同組合法がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農林水産省告示第2号）の規定に基づいて自己資本比率を算定しています。

3. 主要勘定の状況

(単位：百万円)

科 目	令和4年3月末	令和5年3月末	令和5年9月末
貯 金	110,436	109,762	109,520
貸 出 金	6,086	6,060	6,110
預 金	98,147	97,785	97,522
有 価 証 券	3,341	2,870	2,702

4. 有価証券等時価情報

(単位：百万円)

区 分	令和5年3月末			令和5年9月末		
	帳簿価額	時価	評価損益	帳簿価額	時価	評価損益
売 買 目 的	—	—	—	—	—	—
満 期 保 有 目 的	—	—	—	—	—	—
そ の 他	3,069	2,870	△ 199	3,070	2,702	△ 368
合 計	3,069	2,870	△ 199	3,070	2,702	△ 368

注記

1. 9月末の有価証券の時価は9月末日における市場価格等に基づく時価としています。
2. 帳簿価額は、満期保有目的有価証券又は、その他目的有価証券については償却原価適用後、減損適用後の帳簿価額を記載しております。